

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新
<p>(退職手当)</p> <p>第22条 退職手当は、職員が勤続期間6箇月以上で退職した場合または勤続期間6箇月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときにその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対して支給する。</p> <p>(1) 職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じたため退職した場合</p> <p>(2) 負傷または病気によりその職に堪えず退職した場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合</p> <p>(4) 在職中に死亡した場合</p> <p>2 <u>退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</u></p> <p>(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分またはこれに準ずる処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)またはこれに準ずる退職をした者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第11条の規定に該当し退職させられた者またはこれに準ずる者</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第22条 退職手当は、職員が勤続期間6箇月以上で退職した場合または勤続期間6箇月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときにその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対して支給する。</p> <p>(1) 職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じたため退職した場合</p> <p>(2) 負傷または病気によりその職に堪えず退職した場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合</p> <p>(4) 在職中に死亡した場合</p> <p>2 <u>病院事業庁長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職に係る退職手当の全部または一部を支給しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分またはこれに準ずる処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)またはこれに準ずる退職をした者</p> <p>(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第11条の規定に該当し退職させられた者またはこれに準ずる者</p> <p>3 <u>病院事業庁長は、在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当について、当該退職手当の額が支払われる前にあってはその全部または一部の支給を制限し、当該退職手当の額が支払われた後にあってはその額の全部もしくは一部の返納または当該退職手当の額の全部もしくは一部に相当する額の納付をさせることができる。この場合においては、あらかじめ、人事委員会の意見を聴かなければならない。</u></p>

3 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条および第21条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給するものとする。

4 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条および第21条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給するものとする。